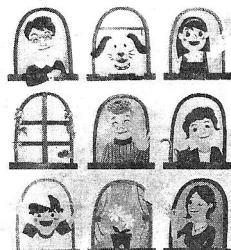


認知症や知的障害、精神障害の人たちの資産管理等をする成年後見制度の利用促進を図る法律が成立しました(8日)。しかし、障害者団体から「当事者の意思決定を侵害しかねない」と反対意見が出されていました。何が問題か見ました。

成年後見制度 詳しく知っていたくたまに



成年後見制度
詳しく知っていたくたまに

成年後見制度 新法できたが 当事者の意思決定は

日本共産党は衆院で島津幸広議員(3月23日)、参院で山下芳生議員(5日)が質問。現行制度が判断能力の不十分な人を救済・保護するうえで一定の役割を果してきたことを示しました。山下議員は15年たって出している三つの問題点を指摘しました。(1)被後見人の意思に反して後見人によって土地が売却されなど財産が毀損される(2)

成年後見制度利用促進法は、共同提案した自民、公明、民進、おおさか維新などの賛成で成立。日本共産党と社民党は反対しました。

三つの問題点

日本共産党は衆院で島津幸広議員(3月23日)、参院で山下芳生議員(5日)が質問。現行制度が判断能力の不十分な人を救済・保護するうえで一定の役割を果してきたことを示しました。山下議員は15年たって出している三つの問題点を指摘しました。(1)被後見人の意思に反して後見人によって土地が売却されなど財産が毀損される(2)

成年後見制度を見直す会の西定春・代表の話
日本の制度は、後見人が

後見人の権限が強化

成年後見制度を見直す会の西定春・代表の話
日本の制度は、後見人が

判断能力はそもそも

認知症の人と家族の会
阿部佳世・事務局長
の話
法律をつくると
の話を聞くべきです。

後見人が選任される
家族が本人と関わりにく
いという場合もあり、本
人や家族の意思を尊重し
ない後見人には意見を表
明できない事態も起きて
います。しかし、多くの

後見人は本人の利益を基
本に据えて代理行為を行
い、本人の立場に立ち、
家族と協同して活動して
います。

認知症の人は病気の状
態・進行等で状況が変化
するので、判断能力のさ
まざまな段階に応じて、
ある程度自己主張のでき
る人の権利も、全く意思
表示ができない人の権利
も守れる制度を望みま

被後見人が築いてきた人間関係、地域で住む権利が後見人によって奪われること(後見人等がつこと)が後見人による不正事件の原因となる(3)後見人等がつこと
ち弁護士などの専門職は被害額56億7千万円のうち22件5億6千万円だと指摘。制度そのものの苟味で公務員の不格事由とされ仕事を奪われる。島津議員は、2000年、06年に国連

が必要だと力説しました。
条約に反する
成年後見制度の導入はすべて決め実行するとい
う、全面代行が基本にな
っています。年に1回会
うか会わなかで、被後
見人の意思を聞く機会も
ありません。
これはもう当事者本人
のための制度ではなく、
本人の意思の尊重、意思
決定への支援を求めた障
害者権利条約に反してい
ます。

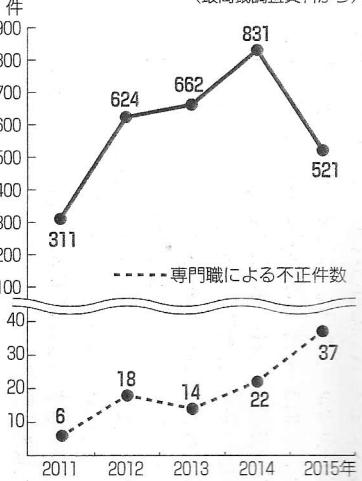
法律は現行制度をそのままにしたうえで促進をうたい、後見人の権限強化さえも盛り込んでおり、反対です。

「制度の根本見直し」の声

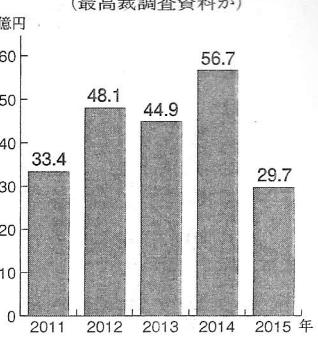
制度総点検を
していきます。

反対討論で山下議員は「同法案は制度の根幹に認められる権利を有し、適切な支援があれば生活を維持したもので利用促進をうたっている」と表明。「今必要なことは現行制度を総点検することであり、国際的な流れとなっている意思決定支援制度の整備と、それと統合的な制度となるよう、根本的に見直すこと」だと強調しました。

後見人による不正件数の推移
(最高裁調査資料から)



後見人の不正による被害額
(最高裁調査資料から)



あるゆる面で意思決定

が可能であるとしていま

す。現行制度は被後見人

を「自分では法律行為が

できない人」と位置づ

け、後見人による代理權

を幅広く認めています。

このため、当事者団体な

どから制度そのものが、

条約に反しており、当事

者の意思決定を支援する

制度への根本転換を求

めの声が出ています。日本

自閉症協会は同法と障害

者権利条約との整合を求

める声明(3月24日)を

出しています。